

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月20日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国土交通省大阪航空局

宮崎空港事務所総務課長

廣 野 奮

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月14日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課長

根 本 幸 枝

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

山 浦 親 一

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局広島空港事務所（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月8日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国土交通省大阪航空局

広島空港事務所長

力 丸 安 幸

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局航空ネットワーク企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国土交通省航空局

航空ネットワーク企画課長

北 村 朝 一

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び文化庁宗務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月10日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

文化庁宗務課長

石 崎 宏 明

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び財務省関税局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

財務省関税局総務課長

渡 部 康 人

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部個人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁課税部個人課税課長

上 良 睦 彦

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部資産課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁課税部資産課税課長

西 野 享 太 郎

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部法人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁課税部法人課税課長

田 島 伸 二

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部酒税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁課税部酒税課長

郷 敦

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部消費税室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁課税部消費税室長

松 山 清 人

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部徴収課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁徴収部徴収課長

黒 澤 伸

3

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部管理運営課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁徴収部管理運営課長

三 宅 啓 介

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁長官官房企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁長官官房企画課長

田 島 伸 二

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁調査査察部調査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

国税庁調査査察部調査課長

古 川 勇 人

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月10日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課長

竹 内 聡

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び経済産業省貿易経済協力局貿易審査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月24日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課長

本 城 浩

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局需給調整事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

篠 崎 拓 也

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局民事第二課長

村 松 秀 樹

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長

小野寺 徳 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月20日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局

宮崎空港事務所総務課長

廣野 奮

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び消費者庁消費者制度課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月21日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

消費者庁消費者制度課長

黒木 理恵

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び沖縄総合事務局財務部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

沖縄総合事務局財務部理財課長 眞喜志 幸夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長

岩下 生知

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁総合政策局フィンテックモニタリング室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁総合政策局フィンテック監理官 曲淵 敏弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局銀行第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁監督局銀行第二課長

新発田 龍史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局保険課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁監督局保険課長

池田 賢志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

金融庁監督局協同組織金融室長 和田 良隆

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局総務課監督調査室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁監督局総務課監督調査室課長補佐 杉谷 高明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

金融庁監督局総務課郵便貯金・保険監督総括参事官 森 弘光

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局総務課金融会社室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

金融庁監督局総務課金融会社室長 岸本 学

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局銀行第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁監督局銀行第一課長

山下 正通

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁企画市場局企業開示課開示業務室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長 西山 香織

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局外国証券等モニタリング室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

金融庁監督局外国証券等モニタリング室長

橋本 成央

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁監督局証券課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁監督局証券課長

尾崎 輝宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁企画市場局市場課市場業務室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

金融庁企画市場局市場課市場業務室 市場業務監理官 繁本 賢也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東海財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

東海財務局理財部理財課長

尾藤 夕美子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び近畿財務局理財部理財第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

近畿財務局理財部理財第一課長 藤居 功

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び関東財務局理財部理財第1課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

関東財務局理財部理財第1課長

前澤 浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び中国財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

中国財務局理財部理財課長

中田 浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び九州財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

九州財務局理財部理財課長

秋月 真希子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び北海道財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

北海道財務局理財部理財課長 穂苅 泰弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び北陸財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

北陸財務局理財部理財課長

高桑 敏一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び四国財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

四国財務局理財部理財課長

相原 和久

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東北財務局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

東北財務局理財部理財課長

金野 浩徳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東海財務局理財部統括証券監査官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

東海財務局理財部統括証券監査官

森孝之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び福岡財務支局理財部理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

福岡財務支局理財部理財課長 三島 隆生

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び近畿財務局理財部統括証券監査官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

近畿財務局理財部統括証券監査官 藤澤 一洋

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び関東財務局理財部統括証券監査官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

関東財務局理財部統括証券監査官 堤隆雄

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び関東財務局理財部統括証券監査官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

関東財務局理財部統括証券監査官 水野 敏宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び関東財務局理財部統括証券監査官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

関東財務局理財部統括証券監査官 高橋 悦治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省年金局企業年金・個人年金課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月23日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

吉田一生

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

以上

令和2年10月27日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
労働保険徴収業務室長

田中 大介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び気象庁総務部企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月4日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

気象庁総務部企画課長

野村 竜一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び消費者庁地方協力課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月9日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

消費者庁地方協力課長

小堀 厚司

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局八尾空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月10日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省大阪航空局八尾空港事務所総務課長

今 田 恭 平

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省自治行政局選挙部政治資金課政党助成室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月11日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

総務省自治行政局選挙部政治資金課政党助成室長

菊地 健太郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月11日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省東京航空局管理課長

太 田 信 博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局需給調整事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月16日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

松 原 哲 也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び環境省水・大気環境局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月16日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

環境省水・大気環境局総務課長 小森 繁

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月17日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室長 福岡 洋志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省東海北陸厚生局健康福祉部医事課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月17日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省東海北陸厚生局健康福祉部医事課長

山口 聖士

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省北海道厚生局健康福祉部医事課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月17日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省北海道厚生局健康福祉部医事課長

民谷 健太郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省東北厚生局健康福祉部医事課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月19日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省東北厚生局健康福祉部医事課長 原 総一郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省九州厚生局健康福祉部医事課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月20日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省九州厚生局健康福祉部医事課長 志野 久美子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報統括行政局信書便事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月20日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

総務省情報統括行政局

信書便事業課長

徳光歩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省中国四国厚生局健康福祉部医事課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月25日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省中国四国厚生局健康福祉部医事課長

古殿 恵子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省近畿厚生局健康福祉部薬事監視指導課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年11月26日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省近畿厚生局健康福祉部薬事監視指導課長

土井 研治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び内閣府沖縄総合事務局財務部金融監督課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

内閣府沖縄総合事務局財務部金融監督課長 金城 満

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局旭川財務事務所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省北海道財務局旭川財務事務所財務課長

田 中 暢

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省北海道財務局理財部金融監督第一課長

春 田 翼

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北海道財務局理財部金融監督第二課長

杉澤 達也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北海道財務局理財部金融監督第三課長

滝川 裕美

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局釧路財務事務所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省北海道財務局釧路財務事務所財務課長

今 拓 久 真

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局小樽出張所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北海道財務局小樽出張所財務課長

野瀬 一彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局帯広財務事務所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北海道財務局帯広財務事務所財務課長

土居 信彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局函館財務事務所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北海道財務局函館財務事務所財務課長 佐々木 拓志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北海道財務局北見出張所財務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省北海道財務局北見出張所財務課長

本忠直樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局理財部金融監督第一課長

熊崎 貴之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局理財部金融監督第二課長

山 方 淳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東北財務局理財部金融監督第三課長

葛西洋志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局山形財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局山形財務事務所理財課長

斎藤 亮

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局秋田財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局秋田財務事務所理財課長

佐藤 武史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局盛岡財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局盛岡財務事務所理財課長

櫻井 竹虎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局青森財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東北財務局青森財務事務所理財課長

高田賢

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東北財務局福島財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東北財務局福島財務事務所理財課長

秋山 大樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第一課長

栗野 節夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第二課長

高山 菜月

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第三課長

上田 稔市

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第四課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第四課長

岩橋 徹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第五課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第五課長

齋藤 和幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部金融監督第六課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部金融監督第六課長

宇佐 美護

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部証券監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部証券監督第一課長

大塚 美樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部証券監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部証券監督第二課長

関根 宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局理財部証券監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局理財部証券監督第三課長

丹野 慎太郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局水戸財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局水戸財務事務所理財課長

柳岡 正啓

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局宇都宮財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局宇都宮財務事務所理財長

池田 潔

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局前橋財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関東財務局前橋財務事務所理財課長

香取裕一郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局千葉財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関東財務局千葉財務事務所理財課長

遠山敬

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第一課長

後藤武彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第二課長

藤田 忠之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第三課長

田中 智博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第四課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第四課長

豊田 淳治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第五課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第五課長

山口 理恵

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第六課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第六課長

齋藤達也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第七課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第七課長

林 吉 紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財第八課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関東財務局東京財務事務所理財第八課長

大久保明敏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局横浜財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局横浜財務事務所理財課長

草 薨 貞 助

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局新潟財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰 夫

財務省関東財務局新潟財務事務所理財課長

大 泉 和 也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局甲府財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局甲府財務事務所理財課長

木場 浩孝

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局長野財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省関東財務局長野財務事務所理財課長

池田 道武

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び北陸財務局富山財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

北陸財務局富山財務事務所理財課長

宮本 奈々

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北陸財務局福井財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北陸財務局福井財務事務所理財課長

加藤 治亮

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北陸財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省北陸財務局理財部金融監督第一課長

小野正和

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北陸財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省北陸財務局理財部金融監督第二課長 高橋信浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省北陸財務局理財部金融調整官（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省北陸財務局理財部金融調整官

北村 一雄

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局岐阜財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東海財務局岐阜財務事務所理財課長

藤井祐作

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東海財務局金融監督第一課長

谷 将明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東海財務局金融監督第二課長

佐藤 広志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東海財務局金融監督第三課長

服田 恭幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局理財部金融監督第四課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東海財務局理財部金融監督第四課長

青木啓祐

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局証券監督課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省東海財務局証券監督課長

後藤 真樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局静岡財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東海財務局静岡財務事務所理財課長

水谷有里

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省東海財務局津財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省東海財務局津財務事務所理財課長

水谷昌弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局京都財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局

京都財務事務所理財課長

川崎靖之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局金融監督第一課長

川原英典

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局理財部金融監督第2課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局理財部金融監督第2課長

中田 慎一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局金融監督第3課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局金融監督第3課長

米虫 義宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局理財部金融監督第4課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局理財部金融監督第4課長

吉盛 和馬

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局理財部金融監督第四課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局

理財部金融監督第四課長

吉盛 和馬

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局理財部証券監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局理財部証券監督第一課長

平井 芳一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局理財部証券監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局理財部証券監督第二課長

前出紀央

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局神戸財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省近畿財務局神戸財務事務所理財課長

村田 匡

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局大津財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局大津財務事務所理財課長

大竹晃浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局奈良財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局奈良財務事務所理財課長

中川勝俊

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省近畿財務局和歌山財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省近畿財務局和歌山財務事務所理財課長

越智了介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局岡山財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省中国財務局岡山財務事務所理財課長

武 田 徳 人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局山口財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省中国財務局山口財務事務所理財課長

富田泰弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局松江財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省中国財務局松江財務事務所理財課長

平岡 武士

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局鳥取財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省中国財務局鳥取財務事務所理財課長

武井 直

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省中国財務局金融監督第一課長

丸尾和義

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省中国財務局理財部金融監督第二課長

大庭 敬之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省中国財務局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省中国財務局理財部金融監督第三課長

川崎達偉

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省四国財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省四国財務局理財部金融監督第一課長

北 條 隆

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省四国財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省四国財務局理財部金融監督第二課長

福家 仁

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省四国財務局徳島財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省四国財務局徳島財務事務所理財課長

内海宏信

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省四国財務局松山財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省四国財務局松山財務事務所理財課長

松井和己

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省四国財務局高知財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省四国財務局高知財務事務所理財課長

武 田 俊 昭

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原 辰夫

財務省九州財務局理財部金融監督第一課長 林 茂喜

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

財務省九州財務局理財部金融監督第二課長 水本良雄

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原 辰夫

財務省九州財務局理財部金融監督第三課長 内村 次郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局宮崎財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

財務省九州財務局宮崎財務事務所理財課長 植田和彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局鹿児島財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原 辰夫

財務省九州財務局鹿児島財務事務所理財課長 衛藤 克洋

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省九州財務局大分財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

財務省九州財務局大分財務事務所理財課長 秋好正行

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省福岡財務支局佐賀財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

財務省福岡財務支局佐賀財務事務所理財課長

小 林 貴 博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省福岡財務支局長崎財務事務所理財課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省福岡財務支局長崎財務事務所理財課長

殿 川 忠 敬

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省福岡財務支局理財部金融監督第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省福岡財務支局理財部金融監督第一課長

大林敬周

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省福岡財務支局理財部金融監督第二課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省福岡財務支局理財部金融監督第二課長

棟加登宏治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省福岡財務支局理財部金融監督第三課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

財務省福岡財務支局理財部金融監督第三課長

葉迫 三樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省航空局総務課長

澤井 俊

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局高知空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省大阪航空局

高知空港事務所総務課長

平位頼幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局管理課長

豊田 守

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局空港企画調整課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局空港企画調整課長

松村 壮敏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び文部科学省総合教育政策局地域学習推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月3日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課長

横井理夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局徳島空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月4日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局

徳島空港事務所管理課長

森本 謙司

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局北九州空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月7日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局北九州空港事務所管理課長

川端 辰幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月14日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課長

根本幸枝

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構団体管理室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月16日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省労働基準局計画課機構団体管理室長

小保内宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局岩国空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月16日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局

岩国空港事務所管理課長

清水 達夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省関東信越厚生局薬事監視指導課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月25日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省関東信越厚生局薬事監視指導課長

鳥海 兼一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月5日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長

田中 徹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省海事局船舶産業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月5日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省海事局船舶産業課長

河野 順

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁石油精製備蓄課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月6日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

資源エネルギー庁石油精製備蓄課長

下世古光可

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁秘書課弁理士室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月6日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

経済産業省特許庁秘書課弁理士室長

吉 越 良 智

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁資源・燃料部政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月7日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長

西山 英将

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省自動車局審査・リコール課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月7日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交省自動車局審査・リコール課長

酒井 雅彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課長

松浦哲哉

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省製造産業局アルコール室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

経済産業省製造産業局アルコール室長

吉村一元

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

経済産業省製造産業局

航空機武器宇宙産業課長

日暮正毅

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月12日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

安達 栄

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省製造産業局自動車課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月12日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

経済産業省製造産業局自動車課長 吉村直泰

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁審査業務部審査業務課登録室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月12日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

経済産業省特許庁審査業務部審査業務課登録室長

佐 野 元 次

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁審査業務部出願課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月13日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省特許庁審査業務部出願課長

大関 孝弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局雇用保険課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月14日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

長良健二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局東京空港事務所総務部空港振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月14日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省東京航空局東京空港事務所

総務部空港振興課長

成田隆史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省年金局事業管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省年金局事業管理課長

三好圭

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁生活安全局生活安全企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

警察庁生活安全局生活安全企画課長

立崎 正夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁生活安全局少年課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

警察庁生活安全局少年課長

山下 恭徳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁生活安全局保安課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

警察庁生活安全局保安課長

小堀 龍一郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

山浦親一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁交通局交通企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

警察庁交通局交通企画課長

佐野 裕子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び警察庁交通局運転免許課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

警察庁交通局運転免許課長 宮内彰久

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局那覇空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月19日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局

那覇空港事務所総務課長

松崎 博樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省自動車局安全・環境基準課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月21日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省自動車局安全・環境基準課長

山崎孝章

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月25日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 吉田易範

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び消費者庁食品表示企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 51 号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記 1 の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和 3 年 1 月 26 日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

消費者庁食品表示企画課長

五十嵐 麻衣子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び消費者庁取引対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月28日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

消費者庁取引対策課長

笹路 健

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月28日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

高倉 俊二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省社会・援護局事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月29日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省社会・援護局事業課長

皆川 宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁審査業務部審査業務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省特許庁審査業務部審査業務課長

佐野 元次

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医政局研究開発振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月3日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省医政局研究開発振興課長

笠松 淳也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁審査第一部調整課審査推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月4日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省特許庁審査第一部調整課審査推進室長

仁科 雅弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省特許庁審判部審判課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月4日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

経済産業省特許庁審判部審判課長

前田仁志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局大分空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月5日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局大分空港事務所総務課長

仲村 工

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局広島空港事務所（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月8日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省大阪航空局

広島空港事務所長

力 丸 安 幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省産業技術環境局基準認証政策課認証企画室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月9日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

経済産業省産業技術環境局基準認証政策課認証企画室長

齋 藤 充

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医政局総務課医療安全推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月9日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長

諸 富 伸 夫

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月12日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

熊谷和哉

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月15日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長

鈴木 一光

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省人材開発統括官付キャリア形成支援室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月17日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省人材開発統括官付キャリア形成支援室長

山本 浩司

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省産業技術環境局基準認証政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月18日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省産業技術環境局基準認証政策課課長

大東 道郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪局松山空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月18日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省大阪局松山空港事務所総務課 東条頼政

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月18日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省大阪航空局

鹿児島空港事務所 総務課長 原 寿文

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省港湾局港湾経済課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月4日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省港湾局港湾経済課長

谷口 礼史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省自動車局旅客課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月4日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省自動車局旅客課長

大辻 統

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月8日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害
保健課長

佐々木 孝治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医政局看護課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月16日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省医政局看護課長

島田 陽子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月18日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長

小宅 栄作

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び内閣府公益認定等委員会事務局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月22日

法 務 省 民 事 局 商 事 課 長

篠 原 辰 夫

内閣府公益認定等委員会事務局総務課長

小 林 明 生

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び人材開発統括官付能力評価担当参事官室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月25日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

人材開発統括官付参事官（能力評価担当）

山地 あつ子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局航空ネットワーク企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月30日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省航空局

航空ネットワーク企画課長

北 村 朝 一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報流通行政局地上放送課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

総務省情報流通行政局地上放送課長

林 弘 郷

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省食料産業局食品流通課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年4月1日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

農林水産省食料産業局食品流通課長 武田 裕紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報流通行政局衛星・地域放送課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年4月7日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

総務省情報流通行政局

衛星・地域放送課長

吉田恭子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年4月7日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

総務省情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室長

廣 瀬 照 隆

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省人材開発統括官特別支援室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年4月26日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省人材開発統括官特別支援室長

津崎僚二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年5月13日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

田中 彰子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年5月27日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

環境省地球環境局地球温暖化対策課

脱炭素ライフスタイル推進室長 岩山政史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局丘珠空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月2日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省東京航空局丘珠空港事務所管理課長

新沼 重蔵

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局三沢空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月2日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省東京航空局

三沢空港事務所管理課長

吉 田 和 之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長 奥原 崇

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び内閣府民間資金等活用事業推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

内閣府民間資金等活用事業推進室参事官 波々伯部 信彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班

課長補佐

佐藤 友介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長 篠原辰夫

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室遊漁調整担当
課長補佐 権藤純一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課許可漁業第1班（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

水産庁管理調整課許可漁業第1班
課長補佐 梅田 孝明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課許可漁業第2班（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

水産庁管理調整課許可漁業第2班

課長補佐

和 澤 美 歩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課許可漁業第3班（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

水産庁管理調整課許可漁業第3班
課長補佐 太 田 耕 平

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁管理調整課資源管理推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

水産庁管理調整課資源管理推進室長

魚谷 敏紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び文化庁宗務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月10日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

文化庁宗務課長

石崎宏明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部個人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国税庁課税部個人課税課長

上良睦彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部資産課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国税庁課税部資産課税課長

西野享太郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部酒税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国税庁課税部酒税課長

郷 敦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部消費税室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国税庁課税部消費税室長

松山 清人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部法人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国税庁課税部法人課税課長

田島伸二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関税局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

財務省関税局総務課長

渡部康人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部管理運営課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰 夫

国税庁徴収部管理運営課長

三宅 啓 介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部徴収課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国税庁徴収部徴収課長

黒澤 伸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁調査査察部調査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国税庁調査査察部調査課長

古川 勇人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国税庁長官官房企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

国税庁長官官房企画課長

田島伸二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省総合通信基盤局データ通信課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月5日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

総務省総合通信基盤局データ通信課長 柴山 佳徳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月7日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長

皆川 武士

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月8日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課長

木村公彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月9日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長

峯村 英児

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年7月12日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

消費者行政第一課長

片桐 義博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省水産庁資源管理部漁業取締課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年8月30日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

農林水産省水産庁資源管理部漁業取締課長

高屋 繁樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報流通行政局情報流通振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年9月10日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

松井正幸

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は、乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月9日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）

河嶋正敏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官付企業内人材開発支援室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月9日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官付企業内人材開発支援室長

吉岡勝利

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月10日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課長

牧野利香

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月10日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課長

野崎 伸一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月10日

法務省民事局商事課長

篠原辰夫

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課長

竹内聡

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省貿易経済協力局貿易審査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月24日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課長 本 城 浩

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室長 福岡 洋志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長

小野寺 徳子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年12月8日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課長

中 里 学

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及びデジタル庁デジタル社会機能共通グループ参事官（認証トラスト担当）（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和3年12月20日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

デジタル庁デジタル社会機能共通グループ

参事官（認証トラスト担当）

山 野 哲 也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局首都圏空港課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

〔記〕

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年12月22日

法務省民事局商事課長

篠 原 辰 夫

国土交通省航空局
首都圏空港課長

武 田 一 寧

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したこと起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年12月27日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

農林水産省消費・安全局

農産安全管理課長

及川 仁

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び水産庁漁政部水産経営課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和4年2月14日

法務省民事局商事課長

篠原 辰 夫

水産庁漁政部水産経営課長

石 川 治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局新潟空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和4年3月11日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省東京航空局新潟空港事務所総務課長

澤田 大介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和4年3月23日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ
商取引監督課長

刀 禰 正 樹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省東京航空局百里空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和4年5月9日

法務省民事局商事課長

篠原 辰夫

国土交通省東京航空局

百里空港事務所管理課長

内藤 勝

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和4年7月27日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

高 宮 祐 介

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁総合政策局リスク分析総括課電子決済等代行業室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和4年9月7日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

金融庁総合政策局リスク分析総括課電子決済等代行業室長 伊藤 公祐

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和4年10月6日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

滝 波 泰

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省林野庁国有林野部業務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和5年3月1日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

農林水産省林野庁
国有林野部業務課長

嶋 田 理

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省情報流通行政局放送政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年4月19日

法務省民事局商事課長

土手 敏行

総務省情報流通行政局放送政策課長 飯倉 主税

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年5月31日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ長

今 野 憲太郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び財務省関東財務局東京財務事務所理財総括課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年8月17日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

財務省関東財務局東京財務事務所理財総括課長

杉 山 茂

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年12月14日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課長

五十嵐麻衣子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年1月17日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室長

笛 木 知 之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省産業技術環境局大学連携推進室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年1月24日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

経済産業省産業技術環境局大学連携推進室長

川 上 悟 史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び経済産業省製造産業局車両室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年1月30日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

経済産業省製造産業局車両室長

橋 爪 優 文

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び総務省国際戦略局参事官室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月12日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

総務省国際戦略局参事官

山 路 栄 作

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省総合政策局情報政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月13日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省総合政策局情報政策課長

田 島 聖 一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月13日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

小 熊 弘 明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省海事局外航課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月13日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省海事局外航課長

指 田 徹

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局近畿圏・中部圏空港課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月14日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省航空局近畿圏・中部圏空港課長

吉 岡 誠 一 郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び金融庁総合政策局リスク分析総括課経済安全保障室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月18日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

金融庁総合政策局リスク分析総括課ITサイバー・経済安全保障監理官

齊 藤 剛

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省鉄道局鉄道事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和6年3月18日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省鉄道局鉄道事業課長

山 崎 雅 生

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局首都圏空港課成田国際空港企画室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月8日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省航空局首都圏空港課成田国際空港企画室長

松 島 宇 大

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月18日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

重 田 裕 彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長

小 川 要

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

曳 野 潔

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁長官官房総務課需給政策室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁長官官房総務課需給政策室長

廣 田 大 輔

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 福 田 光 紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長

吉 瀬 周 作

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長 筑 紫 正 宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年4月19日

法務省民事局商事課長

田 中 普

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課長

永 井 岳 彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局小松空港事務所管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月13日

法務省民事局商事課長

田 中 普

国土交通省大阪航空局小松空港事務所管理課長

副 田 晃 司

合 意 書

法務省民事局総務課（以下「甲」という。）及び法務省刑事局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、下記のとおり合意した。

記

- 1 検察庁の職員は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を同法その他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は当該法令に基づく場合を除き、他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は、乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月30日

法務省民事局総務課長 藤 田 正 人

法務省刑事局総務課長 是 木 誠

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局長崎空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年11月13日

法務省民事局商事課長

田 中 普

国土交通省大阪航空局長崎空港事務所総務課長

仲 村 工

合 意 書

法務省民事局（以下「甲」という。）及び国税庁（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを使用した登記情報の連携に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙の職員は、登記手数料令（昭和24年政令第140号）第18条等の法令の規定に基づき、手数料を納付することなく職務上取得する登記事項証明書の代替として登記情報連携システムを使用して取得した登記情報（以下「登記情報」という。）を当該職務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、登記情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、登記情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報等の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年12月10日

法務省民事局長

竹 内 努

国税庁次長

小 宮 敦 史